

危険なブロック塀等の撤去費用を助成します！

～多古町ブロック塀等対策事業補助金～

ブロック塀等の倒壊から町民の生命と身体を保護するとともに、避難場所への経路を確保し、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指すため、公共的な道路に面した危険なブロック塀等の撤去を行う所有者等に対して補助金を助成します。

1. 補助の対象となるブロック塀等 ※①～③のすべてにあてはまるもの

- ① 多古町内にあるコンクリートブロック塀等（レンガ造の塀、石造の塀、万年塀、その他これらに類する構造の塀及び柱を含む）であること。
- ② 接する道路面からの高さが1.2mを超えていること（建築基準法に明らかに違反しているものを除く）。
- ③ 目視にてブロック塀等の傾き、亀裂、破損またはぐらつきが確認できるもの。

※ 申請後、撤去前に事前調査を行います。

2. 補助対象となる方の条件 ※①～⑥のすべてにあてはまるもの

- ① 撤去の施工業者が、多古町内に本支店または営業所等のある個人事業者や法人であること。
- ② 施工業者によりブロック塀等の撤去を行う所有者等であること。
- ③ 所有者等が町税を滞納していないこと。
- ④ ブロック塀等の撤去に係る経費を所有者等が全額負担すること。
- ⑤ 国、地方公共団体その他これに準ずる団体でないこと。
- ⑥ 販売または収益を目的として整地または解体工事に伴うブロック等の撤去でないこと。

3. 補助金の額（10万円まで） ※①及び②の額のいずれか低い方の額となります

- ① 撤去工事に要した経費の1/3に相当する額（1,000円未満は切り捨て）。
 - ② 補助対象ブロック塀等の長さに1mあたり8,000円を乗じて得た額。
- ※ ①及び②の額のいずれか低い方の額となり、その額が10万円を超える場合、補助金は限度額の10万円となります。

